明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　一
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
産業
日本工業規格（経済産業省）　二
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（岡山労働局最低工賃公示一）　六
〔資料〕
平成二十九年十一月中国際収支状況（速報）及び平成二十九年七～九月中国際収支状況（第二次速報）（財務省）　九
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、司法書士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
企業年金基金解散・清算人就任関係　一六
会社その他

〔告示〕

○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（総務二二）　六
○会社法第九百四十八条の規定に基づく調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があった件（法務二二）　六
○水銀に関する水俣条約への締約国の追加に関する件（外務一四）　六
○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（財務二〇）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一七～一三三）　六
○電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件（経済産業一）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第三十五条第三項において準用する第二十三条の規定により、登録養成機関から住所を変更する旨の届出があった件（同二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局三、四）　六

告示

○総務省告示第二十二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

平成三十年一月二十二日

総務大臣　野田　聖子

区分	額
物品等の調達契約	三千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十二億九千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億二千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千万円

○法務省告示第二十二号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十八条の規定に基づき調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

平成三十年一月二十二日

法務大臣　上川　陽子

一　調査機関
日本電算企画株式会社
二　電子公告調査を行う事業所の変更後の所在地
東京都港区虎ノ門四丁目一番二十八号
三　変更年月日
平成三十年一月二十二日

○外務省告示第十四号

平成二十五年十月十日に熊本で作成された「水銀に関する水俣条約」の締約国につき、平成三十年一月一日現在で、次のとおり追加があった（平成二十九年六月二十三日外務省告示第二百二十号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニジェール共和国	平成二十九年六月九日	平成二十九年九月七日
オーストリア共和国	平成二十九年六月十二日	平成二十九年九月十日
フランス共和国	平成二十九年六月十五日	平成二十九年九月十三日
イラン・イスラム共和国	平成二十九年六月十六日	平成二十九年九月十四日
チェコ共和国	平成二十九年六月十九日	平成二十九年九月十七日
スリランカ民主社会主義共和国	平成二十九年六月十九日	平成二十九年九月十七日